

安全



安心

# JAL不当解雇撤回ニュース

No 347号 2014.01.06  
発行: JAL 解雇撤回国民共闘事務局  
連絡先: 航空労組連絡会事務局  
〒144-0043 大田区羽田 5-11-4  
フェニックスビル内  
TEL: 03-3742-3251 FAX: 03-5737-7819  
<http://www.jalkaikotekkai.com>

## JALの異常な労務政策の集大成として 破たんを口実に行われた解雇であった

12月24日客室乗務員の結審で行われた4名の意見陳述のうち、林恵美さんの意見陳述を紹介致します。

2010年大晦日に解雇されてから間もなく丸3年が経とうとしています。私は、未だに癒えることのない渴望感を抱え続けています。私は、定年を迎えるまでの5年間、乗務員として培った技量やノウハウの全てを次の世代へ引き継ごうと考えておりました。そして客室乗務員という仕事の厳しさや楽しさを全て伝えたのち、ラストフライトを迎えたいと思っておりました。その思いが解雇により中断されたままなのです。



私はこの解雇には道理も倫理もなく、日本航空の異常な労務政策の集大成として、破綻を口実に行われたという事について陳述致します。

### 事故の時でさえ組合所属を優先した会社

1985年8月、単独機としては史上最悪の520名の方が亡くなられた御巣鷹山事故を経験致しました。あの絶望的な状況の中でも、パイロットや客室乗務員が、お客様の生命を守るために最後の瞬間まで懸命にその任務を全うしようとしていた様子が深く胸に刻まれました。

御巣鷹山事故を含む日本航空で起きた事故で、犠牲となられた735名のお客様や仲間の無念さに思いを馳せる時、保安要員として自分の役割を忘れる訳には行きませんでした。

御巣鷹山事故の直後、会社が行った記者会見のテレビ画面で、白板に事故機に乗務していた客室乗務員の名前が映し出されました。その名前の横に、「客乗組合員は赤丸・全労組合員は青丸」という所属組合別の印がつけられていました。組合からの抗議でその印は取り去られましたが、全社一丸となるべきこのような非常時でさえ、社員の安否よりまず組合所属を優先させるという会社の姿勢を見せつけられました。

さらに事故当日、混乱した現場近くの群馬県上野村へ徹夜で駆けつけた客乗組合の役員に対し、「客乗組合の方は結構です」と、援助の申し出すら拒否されたということを知られました。



いずれも日本航空の労務政策の異常さを象徴する出来事であり、公共交通機関として、あるまじき事だと思えます。心底憤りと情けなさで一杯になりました。

この痛苦の事故の教訓を踏まえ、新経営陣が確立した方針が「絶対安全の確立」「現場第一主義」「労使関係の安定」でした。これこそが、日本航空の再建の原点であり、現在は勿論、将来に渡って引き継がれるべき基本方針です。

### 新人の内に会社の意のままになる組合に加入させ

私は1977年9月に客室乗務員として日本航空に入社致しました。乗務員として専門訓練を受ける前に大阪支店で3ヶ月間の研修を命じられました。この研修中、私のお世話係の方から勧められるままに、全労組合(現在のJALFIO)に加入致しました。研修先では皆が「全労組合員」でした。当時は日本中の支店に配属されたスチュワーデス訓練生が同じ状況に置かれ、ほぼ全員が「全労組合」に加入させられていました。

日本航空は1975年に客乗組合(現在のキャビンクルーユニオン=CCU)を分裂させ、全労組合客乗支部を作りましたが、思うように組合員が増えなかったため、この地上研修制度を作ったということを知りました。新人のうちに会社の意のままになる組合に加入させ「第二組合」を育成するという日本航空の異常な分裂労務政策の柱の一つでした。

### 保安要員の役割を知り組合を選んだ

それから専門訓練を経て乗務が始まり、客乗組合の多くの先輩から「会社任せでは、お客様や仲間の命は守れない。利益優先の行き過ぎた合理化の先に事故は起きる」と、事故の背景と安全を守る取り組みの大切さ、保安要員としての役割について生々しい話を折にふれ聞きました。そして、安全とお客様のためのサービスを守るために真摯に活動をしている客乗組合を大切にしたいと思い、この組合を選びました。

### 司法判断をないがしろにするJALの異常さ 監視ファイル事件では

ところが、2007年2月、会社とJALFIOが一体となって9800名以上の乗務員の個人情報ファイルを監視していたことが発覚しました。この「客室乗務員監視ファイル」事件は、乗務員の権利が蹂躪された前代未聞の出来事でした。

私のファイルには、会社しか知りえない「病名」や所属グループでの組合活動の状況、そして「要注意」と何度も書き込まれていました。運命共同体でもある乗務員同士で監視されていた事が解り、私は強い不快感を覚えました。

2007年11月26日、安全運航を確立させるために職場から人権侵害や違法行為をなくそうと、193名が東京地裁へ提訴致しました。第一回の法廷は2008年2月7日でしたが、日本航空は真相が明らかになることを恐れ「認諾」しました。しかしながら、もう一方の被告であり、このファイルを作成・保管したJALFIO客乗支部の5名の歴代委員長は「実行行為者」として断罪されました。この判決が出されたのは2010年10月28日でした。ところが社内では謝罪どころか、断罪された客乗職の3名は昇格したのです。

同じ頃、私たちは勝利判決の喜びに浸る間もなく、解雇対象者として乗務を取り上げられ、自宅待機で不安な日々を過ごしていました。10月には2度に渡り、千葉県成田市にある会社施設で退職勧奨の面談を命じられ、多くの経験ある乗務員が本当に不本意ながら辞めていきました。チームワークが要の職場において、その信頼関係を壊した人たちは昇格し、日本航空の安全とサービスを守ってきた乗務員は排除しようとする、日本航空の異常な労務政策の本質を表しています。

## 契約制 CA 雇止め事件でも

日本航空が司法判断を謙虚に受け止める事なくないがしろにする姿勢は、その後の事件でも繰り返されています。

それは、2010年7月に提訴し、本年10月22日最高裁で確定した JAL 契約制客室乗務員雇止め事件です。この事件は、あと1年で正社員になれる筈だった契約制客室乗務員原告の契約を一方的に打ち切るという酷いものでした。管理職が繰り返し行なっていたいじめや退職強要の一部が違法と認められ、それに伴う損害賠償が確定致しました。



ところが日本航空は現在、「会社側の証人も傷ついた。それに対し原告は謝るつもりはあるのか」と言っています。裁判で確定した内容について反省もせず、司法の判断をあなどっているような、いつまでも変わらない会社姿勢に憤懣やるかたない思いで一杯です。

日本航空は、本来の公共交通機関としての使命を守る事よりも、「労務政策」を常に優先し、意に添わない組合を潰す事に多くの力を注いできました。その結果、CCU 組合員は昇格の対象にさえならず、53才以上という年齢で排除されてしまったのです。

## 職場に残った人も働く誇りを奪われた

解雇後の職場の状況について、ある後輩は「解雇された先輩たちは、本当にこの仕事を楽しみ、会社を愛していた人たちだと思います。今の私たちは、ただ毎回のフライトが何事もなく

終わるように余計なことは一切考えず、目の前の仕事を淡々とこなすだけです」と打ち明けてくれました。働く誇りを奪われたのは、解雇された私たちだけではない事を解って頂きたいのです。

温かい血の通わない殺伐とした職場では、真のコミュニケーションは生まれません。それは安全の基盤を崩すことに繋がるのです。自由で明るい職場にするためにも、一日も早く私達を職場に戻して欲しいと思います。

## 女性への差別を感じる一審判決

日本は1985年、国連の「女性差別撤廃条約」を批准し、あらゆる女性差別をなくす事を世界に約束しました。ところが一審判決には「退職条件としては破格の内容」などという表現や、わざわざ退職金などの平均額を記載しています。言外に「女性は家計補助的な働き手である」というような女性への差別を感じます。このような考え方が、この国の男女平等指数を世界105位という、先進国としては最低の位置に押し留めているのではないのでしょうか。



批准して28年経っても

日本は多くの是正勧告を受け続けています。家族を支え生計を営む立場に男女の差はないはずですが、「破格」とは一体何なのか理解に苦みます。是非私たちが陳述書に書いた現実を見て判断して頂きたいと思います。

## 安全・安心の JAL 再建の為に全力で働きたい

日本航空は、1975年に組合を分断し、片方の組合を優遇し、他方を差別し、本来一つであるはずの、現場で働く仲間の気持ちを引き裂き、絶えず傷つけて来ました。これを乗り越えて、チームワークの中心になってきたのが、経験豊富な乗務員だったのです。

公共交通機関である航空産業の存立基盤は間違いなく「安全」です。私たちは、これまでの経験を生かし、「安全」を盤石なものにするために一日も早く職場に戻り、皆様に安心して乗って頂ける日本航空の真の再生のために全力で働きたいと心から思っております。

## 仲間と明るい春を迎えられる公正な判決

一審判決は、働く者の「人間としての尊厳」を否定するもので、到底納得することはできません。働く者が解雇されると言う意味は、生活の糧を奪われるだけでなく、人間としての存在価値を否定されることだということをご理解いただきたいと切に思います。

東京高裁におかれましては、私達84名の解雇された者と、職場で懸命に安全を支えている仲間と共に明るい春を迎えられるよう、公正な判決を下されます事を心よりお願いし、私の陳述を終わらせて頂きます。